

平成24年9月14日

役場庁舎整備に係る補助制度等の例

1. 社会資本整備総合交付金

社会資本整備のために、幅広い事業を対象にした交付金。制度に定める各種基幹事業（道路整備、下水道整備、市街地整備等）を基本に、自治体が立案する社会資本総合整備計画に掲げる各種整備事業が対象となる。計画が採択されれば1/3の補助があり、いくつかの自治体で、都市防災や市街地整備等の基幹事業に庁舎整備を盛り込んで計画立案しているケースが見受けられる。

2. 津波復興拠点整備事業（復興交付金関連）

東日本大震災の被害を受け、官公庁施設等の公益的施設の建設費用等に地方負担が生じない形で交付金を交付

ただし、指定された被災市町村のみ。

3. 震災復興特別交付税

被災市町村が本庁舎を建て替える場合の財政支援。復興交付金対象以外の地方単独事業が対象。標準的な事業費について全額支援（標準的な事業費を超える部分は後述の緊急防災・減災事業債を充当）。

4. 緊急防災・減災事業債（地方債）

地方債。東日本大震災後の防災体制確立のための事業に充当。充当率100%、交付税算入率70%。

5. 合併特例債（地方債）

地方債。合併市町村の新町建設計画計上の事業に充当。合併後続く10年度が活用期間であったが、東日本大震災後のまちづくり計画の変更などを考慮し、合併後続く15年度まで延長（与謝野町は平成32年度まで延長）される。充当率95%、交付税算入率70%

※ 庁舎統合検討委員会で事務局が発言していた「庁舎建設に対して基本的には補助制度なし」、「補助制度があるとすれば高台等に用地を求める用地取得に対してか？」は、あくまで想像で発言したものであり、今回、各種制度について確認したことにより、上記のような補助制度（地方債含む）があることが判明しました。それぞれの制度は、用地も建設費も対象としています。